

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 河川敷地の公用廃止

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 落札者等の決定

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の

失効

○ 公共測量の実施

○ ”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

河川課

道路整備課

”

デジタル推進課

耕地課

治山課

監理課

”

建築指導課

目次

担当課（室）

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

◎岡山県告示第三百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 北興化学工業株式会社
住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
氏名 代表取締役社長 佐野 健一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 北興化学工業株式会社岡山工場
所在地 岡山県玉野市胸上402番地

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

(3) 特定施設に関する事項

| 区 | 分 | 新 設 | | 廃 止 | | 廃 止 | |
|--|-------------------------|--|-----|---|-----|------------------------------|-----|
| 種 | 類 | 46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-9-10) | | 49 農薬製造業の用に供する混合施設 (D-10、D-11、D-13、D-15) | | 49 農薬製造業の用に供する混合施設 (D-16) | |
| 能 | 力 | 4.8m ³ /回 1.3~1.5回/日 | | 30 t / 日 | | 同左 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 令和4年10月18日 | | 同左 | | 同左 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 工事着手後1週間 | | - | | 同左 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 工事完成後直ちに | | - | | 同左 | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 | | 連続24時間 | | 同左 | | 同左 | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 量 (m ³ /日) | 4.1 | 24 | 0.6 | 3.6 | 0.7 | 3.8 |
| | p H | 0.5~13.5 | | 6.5~7.5 | | 同左 | |
| | C O D (mg/L) | 157 | 213 | 157 | 213 | | |
| | S S (mg/L) | 45 | 50 | 33 | 57 | | |
| | 油 分 (mg/L) | 32 | 41 | 32 | 41 | | |
| | T-N (mg/L) | 19 | 38 | 19 | 38 | | |
| | T-P (mg/L) | 6 | 10 | 6 | 10 | | |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和4年8月30日から同年9月20日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

◎岡山県告示第三百六十八号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 河川の名称
- 二 二級河川里見川水系堅川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和四年八月三十日
- 三 廃川敷地等の位置
浅口市鴨方町六条院東字鍋田地内
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
廃川敷地五十平方メートル

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

◎岡山県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 余野上久米線
- 三 道路の区域

| 区 域 | 別 新 旧 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|-------|---------------|---------------|
| 津山市宮部下字深山田六五二番六地先から津山市宮部下字深山田六四一番五地先まで | 新 | 一・二・三 一七・二 | 四〇・〇 |
| 津山市宮部下字深山田六五二番六地先から津山市宮部下字深山田六四一番五地先まで | 旧 | 四・三 一四・〇 | 四〇・〇 |

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

◎岡山県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|-----------|
| 県道線 | 余野上久米 | 津山市宮部下字深山田六五二番六地先から津山市宮部下字深山田六四一番五地先まで | 令和四年八月三十日 |

〔四三二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
西庁舎長寿命化改修工事等に伴うネットワーク整備業務 一式
- 二 契約期間
契約締結日から令和六年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年八月十八日
- 五 落札者の氏名及び住所
株式会社オービス
岡山市北区大内田六七五
- 六 落札金額
三九、四三五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、五八五、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年七月一日

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

〔四三三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年八月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

入真加部土地改良区

二 認可年月日

令和四年八月二十二日

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

〔四三四〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | |
|---------------------------------|---------------------|-------|
| 美作一三 | 登録番号 | |
| 寺坂 浩二 | 氏名又は 名称 | 生産事業者 |
| 勝田郡奈義町高円四一七 | 住所 | |
| 種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成 | 生産事業の内容 | |
| 寺坂浩二苗畑住所地に 同じ | 事業所の 名称及び 所在地 | |

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

〔四三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|--------------------------|-------|
| 岡山市北区原地内 | 測量区域 |
| 公共測量（二級及び三級基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和四年八月二十二日から令和五年三月三十一日まで | 測量期間 |

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

〔四三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈義町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------|------------------------|
| 測量区域 | 奈義町上町川、滝本、荒内西、中島西及び柿地内 |
| 測量の種類 | 公共測量（道路台帳修正） |
| 測量期間 | 令和四年八月十九日から令和五年一月四日まで |

令和4年8月30日 岡山県公報 第12426号

〔四三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年八月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字小山東二五二―一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島九二六―三D

菅野 雄介

菅野 舞子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月二日岡山県指令建指第八三号